

# 土木工事標準積算基準書

(共通編)

令和5年度

(令和6年4月一部改定)

京都市建設局

◎ 本資料は、「公表図書 土木工事標準積算基準書（共通編） 令和5年度」の一部を改定するため、改定後の改定対象ページを添付するものである。

◎ 本書は、基準適用年月を2024年5月（令和6年5月）とする設計図書から適用する。

ただし、令和6年4月1日以降に入札公告（随意契約では見積合わせ通知）する工事の内、基準適用年月を2024年4月（令和6年4月）以前とする工事については、本書による設計変更の対象とすることができる。

## 第 I 編 総則

### 第 2 章 工事費の積算

#### ② 間接工事費

#### 3 現場管理費

別表第2  
第1表

現場管理費率

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		44.05	1118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84
道路改良工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C 橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54
砂防・地すべり等工事		46.27	1229.5	-0.2081	16.48
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34
電線共同溝工事		61.19	2132.5	-0.2253	20.01
情報ボックス工事		54.60	1528.4	-0.2114	19.13
下水道(4)工事		35.56	178.6	-0.1024	21.39

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		65.88	1465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		60.33	613	-0.1598	32.29
河川維持工事		42.35	167.1	-0.0946	29.25

第4表

工種区分		対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
				A	b	
共同溝等工事	(1)		50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)		38.78	103.5	-0.0609	28.09
トンネル工事			45.56	189.4	-0.0884	28.52
下水道工事	(1)		34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)		38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)		32.72	46.8	-0.0222	29.09

第5表

工種区分		対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
				A	b	
コンクリートダム			31.19	35.0	-0.0059	30.68
フィルダム			34.59	154.9	-0.0768	27.87

## 2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率} (\%)$$

$N_p$  : 純工事費 (円)

A, b : 変数値

(注) 1.  $J_o$ の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。